

天王塚古墳整備実施設計業務仕様書

(業務の概要)

1. 業務名称 令和3年度 天王塚古墳整備実施設計業務
2. 業務期間 契約締結後から2022年3月31日まで
3. 業務対象 特別史跡岩橋千塚古墳群 天王塚古墳（和歌山市下和佐他）
4. 業務内容 天王塚古墳の整備に係る実施設計

(目的)

第1条 この業務は、和歌山県紀伊風土記の丘が実施する特別史跡岩橋千塚古墳群保存整備事業に伴う天王塚古墳の整備実施設計業務を委託するものである。

(業務責任者)

第2条 業務責任者は本業務の責任上、本業務と同等の業務に従事した経験のある者でなければならない。

(職員による指示)

第3条 本設計業務は、文化財保護法に基づく特別史跡保存整備事業の一環であるから、受託者は文化財保護に十分な配慮をするとともに、事業担当職員と十分協議し、その指示を受け、誠実に業務を実施しなければならない。

(業務内容)

第4条 委託業務の内容は、天王塚古墳の整備実施設計（以下、「整備実施設計」という。）の作成である。整備実施設計は、「特別史跡岩橋千塚古墳群 天王塚古墳整備基本設計」（以下、「整備基本設計」という。）を基に作成するものとし、内容は次のとおりとする。なお、各図面の種類、縮尺及び用紙の形状は打ち合わせによる。

(1) 整備実施設計の条件の検討・設定

天王塚古墳及び周辺部の現地踏査及び現状確認等を行い、自然環境及び社会環境を把握し解析・評価することにより、整備実施設計策定に必要な条件の検討と設定を行う。

(2) 整備方法の立案

諸条件の検討結果及び整備基本設計の内容を基に最適な整備方法を立案し、詳細設計を行い、その結果を提示する。

整備内容は、①古墳の整備（墳丘、石室）と②周辺整備に分けて作成する。

(3) 整備検討会議の運営補助

年2回程度、委託者が行う考古学、史跡整備の専門家で構成される整備検討会議で必要となる資料の作成と委員会への出席など運営に係る補助を行う。

(4) 整備実施設計の作成

受託者は、(2)で提示した整備方法について、(3)の整備検討会議の意見等を基にさらに検討を進め、下記の資料を含む整備実施設計を作成する。

- ・平面図、断面図、詳細図等実施設計図面
- ・完成イメージ図（鳥瞰図等）
- ・数量計算書
- ・整備工程計画
- ・関連法令による規制事項

- ・工事に係る仕様書
- ・整備工事等、事業に係る経費概算書・内訳書
- ・その他、委託者が指示する図書

(5) 打合せ協議

委託者及び受託者が必要とする場合に打合せを行う。

(一般事項)

第5条 設計にあたって、次のことを留意すること。

(1) 法令の遵守

受託者は、文化財保護法、森林法及びその他関係法令を遵守する内容の設計を行わなければならない。

(2) 整備の基本方針

整備実施設計は、整備基本計画及び基本設計に基づき作成しなければならない。この内容と異なる設計となる場合は、委託者の承認を得て行うものとする。

(3) 関係機関との打ち合わせ

関係諸官庁への打ち合わせは、随時行うものとし、その協議に必要な資料を作成するものとする。また、打ち合わせ等を行ったときは、その状況を記録するとともに、調査記録及び打ち合わせ記録は提出しなければならない。

(4) 設計図等資料の作成

設計図等資料の作成にあたって、その編集、構成等は、委託者の指示する方法によるものとする。

(5) 積算

整備費（整備工事）内訳書の書式は、委託者が提示したものとする。なお、整備費内訳書は、工程ごとに作成し、単価算出根拠を明確にするとともに、その積算にあたり徴した見積書（3社以上）を添付するものとする。

(6) 分離または分割発注用の設計図書等

工事を分離し、または分割発注するために、委託者が設計図書及び工事内訳書を分割して作成するよう指示する場合があった場合は、相互に判別できる図面を作成しなければならない。

(成果品)

第6条 受託者は、以下の成果品を納品及び提出しなければならない。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 実施設計書 | 2部 |
| (2) 打ち合わせ及び協議書 | 1部 |
| (3) 各種データ | 一式 |

(協議)

第7条 本仕様書に明記なき事項について疑義が生じた場合、その都度協議を行い決定するものとする。

(その他)

第8条 その他の事項について、次のとおりとする。

- (1) 委託完了後の著作権は委託者に帰属する。
- (2) 受託者は、業務着手に先立ち、作業計画書、工程表、着手届等を速やかに提出し、承認を得るものとする。
- (3) 業務履行に必要な和歌山県が所有する調査報告書、図面（データ）などは貸与する。